

第16回 日本司法精神医学会

司法精神医学における自閉スペクトラム症の位置づけ — 責任能力、情状そして処遇 —

岡山市こころの健康センター
太田順一郎

-1-

司法精神医学会COI開示

発表者名 太田順一郎

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません

-2-

自閉スペクトラム症と犯罪（私見）

- 自閉スペクトラム症が犯罪との関連で注目されるようになったのは、1990年代から2000年代にかけていくつかの重大事件が報道されて以降のことである。
- 報道される情報は細切れであり、詳細は明らかでないことも多いが、報道の内容からだけでも犯罪行為と自閉スペクトラム症の特徴の関連が推測されることもある。
- 自閉スペクトラム症と犯罪傾向を結びつけるような報道には十分の注意が必要であり、専門家としての発言にも慎重さが求められる。また、自閉スペクトラム症の特性を過度に強調し、犯罪を「必然的」に引き起こすものとして捉えることは、偏見を生む可能性がある。また、自閉スペクトラム症の特性を過度に強調し、犯罪を「必然的」に引き起こすものとして捉えることは、偏見を生む可能性がある。
- もちろん、自閉スペクトラム症の中核症状が直接的に犯罪行動に影響する以上、自閉スペクトラム症に関連した不適応状況、生活困難などが犯罪行為に影響していることは多い。

-3-

これまでの研究から（2018 桑原・池谷）

- 「総じて、犯罪・触法行為を行った集団の中のASDの有病率は高いとする報告が多いが、ASDと診断・評価するための情報量が一般集団と比較して多い可能性があり、情報バイアスによる影響が否定できない」
- 「総じて、ASDの集団の中で犯罪・触法行為を行った事例の比率は低いと同程度とする報告が多いが、研究に参加したASD集団が一般集団の中のASDを代表しているかどうかは不確かで、犯罪・触法行為を行ったASDが選択的に研究に参加していない可能性があり、選択バイアスによる影響が否定できない」

-4-

スウェーデンのコホート研究

Heeramun 2017 295,734名の15歳から27歳までフォローアップされたスウェーデン人のコホートを対象とした研究。

- 「ASDと暴力行為による有罪との間に有意な関連が認められた」
- 「しかしADHDと行為障害の併存を交絡因子として補正すると有意な関連は消失した」

-5-

報道された事件たち

- 2000年 豊川市 17歳男子高校生による主婦殺人事件、「人を殺す経験をしてみたかった」、進学校の優等生。医療少年院。
- 2003年 長崎市 男子中学生（12歳）による男児（4歳）誘拐殺人事件。成績優秀。児童自立支援施設。
- 2004年 石狩市 男子高校生による同級生母親殺人事件。中学の時のいじめに対する恨み。中等少年院。
- 2004年 佐世保市 高1女子同級生殺害事件、「遺体をバラバラにしてみたかった」。進学校。医療少年院。
- 2014年 名古屋市 名大生による殺人事件&高校生時のタリウムによる殺人未遂事件。無期懲役。
- 2018年 23歳男性による新幹線内無差別殺傷事件。不登校、家庭内不適応、職場不適応。無期懲役。

-6-

第16回 日本司法精神医学会

ASDのどのような特徴が影響するのか

- 結果に対する思慮が足りない (94%)
- 社会性の欠如 (88%)
- 結果を認識できていない (82%)
- 衝動性 (63%)
- ルールの誤解 (63%)
- 強迫思考の優先 (44%)

Allen 2008 成人126名のASD集団を対象。33名に犯罪歴あり。うち16名に質問紙と半構造化面接を実施。

-7-

1. 自分を追い詰めた孤立型

- 中2から不登校で、20歳前後に4カ所くらいの就労経験はあるが、この15年間はほぼひきこもり。生保。
- 数学が得意だが九九は言えない。漢字が苦手だが「診」は書ける。
- 17歳のときに商店街ですれ違った女子高生が「可愛いじゃない、可愛い」と自分の容姿を褒める(?)のを聞いてから「社会恐怖症」になった。
- 最近の外出はほぼ精神科への通院のみ。通院の日は朝5時起床で風呂に入り、髪を乾かし、顔を洗って、口紅を塗る。髪を乾かさないよう食事をして水を飲んで、髪を乾かす内容をまとめ、そして「気合を入れて」午後4時にやっと家を出る。
- ところが、自宅の風呂が壊れたため、「風呂に入れない」→「外出できない」→「入院するしかない」→「自分では入院できないので拘束されて強制入院するしかない」→「自分で「包丁」を持って人を脅すしかない」→「人を傷つけないように」切れない包丁じゃいけない」と考えて、包丁の刃を「丸く」研いで、通行人に突き付けて逮捕。

-8-

2. 不法侵入を繰り返す積極奇異型

- 「A大学は全国でも上位の大学だと友だちに聞いて、どんなところか見てみたいのもありまして」A大学医学部構内に入り。
- 「いろいろな人が出入りしていたから、どんなところかな、と思って」建物内に侵入し。
- 「ドアが開いたままのところがあったので、どんなところかな、と思って」部屋に侵入し。
- 持っていたパソコンや電気ストーブをコンセントに繋いで。
- そこで便意を催したのでトイレに行き、4時間後に戻って来たところで警察に逮捕された。
- 電気ストーブは公共施設のロビーなどでしばしば利用していて、その奇妙さを指摘すると「でも、けっこう寒がりなんで」と説明した。

-9-

3. 人間関係で絶望に至った尊大型

- 小中学校の頃から人と付き合うのは苦手。「順番通りにやらないと気が済まない」という傾向も。このため入試に失敗。
- レポートが書けないために大学で退学し、うつ状態となって精神科初診。やや妄想的な訴えもあり、多重人格様の訴えもあり。
- 約1年前から工場勤め。作業は遅く、欠勤も多かった。
- 職場での人間関係に苦しみ（自ら関係を悪くしてしまい）、希死念慮が強まり、消防団の会合でからかいの対象となったことでますます怒りと抑うつは強まり、そこに同僚とのラインのトラブルで絶望的な気持ちも募らせて、理解してくれない家族への恨みも強まり、自宅に放火して2名（義兄と甥）が焼死。

-10-

4. 支援に繋がれなかった孤立型

- 事務所、納屋など4件の連続放火事件で逮捕。
- 父親がアルコール依存症&アルコール性認知症で精神科病院に長期入院中。本人は男性更年期のような症状に対して、内科で抗うつ剤を処方され服用中。症状は寛解中。
- FIQ99でディスレパシー42。ウィスコンシン低成績。思考の硬さ、迂遠な会話、こだわり・思い込みの強さ。
- 総代や親戚からの相反する評価；「おとなしくて真面目」vs. 「自分勝手」「常識がない」。投資家としては非常に優秀。
- 「火をつけたことは覚えてない」→鑑定となった。しかしどうやら「火をつけた覚えはない」と言ったのではないか。

-11-

5. 妄想的思考が目立つ積極奇異型

- 離婚した元妻の家のドアの鍵を数か所壊して逮捕された。
- 妻は、本人の暴言、暴力に耐えきれず離婚訴訟を起こしているが、本人は、妻がある宗教にのめり込み、その支部長と不倫関係になったために夫婦関係が壊れたと主張。
- 被害妄想著明、という印象であるが、精神科主治医の見立てでは、奇妙な思考が目立つが、「妄想」とは言い難く、診断としては双極性障害だという。自閉スペクトラム症の並存は認める。
- 本人は奇妙で被害妄想的な思い込みの中で、自分と家族を守るために戦っている様子で、鍵を壊したのもその一環と思われる。

-12-

第16回 日本司法精神医学会

6. 集団に流された積極奇異型

- 盗癖と不登校を主訴に小学6年時に精神科初診。この時点で社会性、共感性の欠如が目立ち、広汎性発達障害の診断を受けている。ADHDが合併しており、境界知能でもある。虐待歴あり、施設生活もあり。
- 16歳頃に地元を離れ、遠くの地方都市へ。そこで男女数人の共同生活を始めた。
- 彼女が気に入らないと思っていた被害者を呼び出し、4人で殺害。2人の主犯のうちの1人。
- 他者配慮性の希薄さ、共感性の欠如の影響が非常に大きく、「反省」の欠如が特徴的。「ああ、それは鑑別所でもう済ませた」と真剣に述べる。

-13-

自閉スペクトラム症と犯罪 (自験例を踏まえて)

- 例示した1～6のいずれのケースにおいても、自閉スペクトラム症の特徴が直接的にも間接的にも影響して、その犯罪行為に至っている。
- その一部には、医療なり保健なりの関り方によって、もう少し異なった転帰があり得たのではないかと考えられるケースもある。
- ここに挙げた6例のいずれも、判決において自閉スペクトラム症の存在を否定されることはなかったが、その存在を理由に刑事責任能力が減免されることもなかった。

-14-

自閉スペクトラム症の刑事責任能力（私見）

- 自閉スペクトラム症の刑事責任能力については、疾患との直接的な関連で定説が定まっているとは言い難い。
- 一般的には完全責任能力と見做されることが多く、二次的なもしくは合併症による精神病症状、抑うつ症状の有無と程度により責任能力の減弱、喪失が争われることになる。解離やタイムスリップなども責任能力減弱の材料として扱われることがある。
- 自閉スペクトラム症の精神鑑定においては、刑事責任能力ではなく情状に関する鑑定を求められることも少なくない。逆境的養育体験と自閉スペクトラム症の特徴の併せ技で情状を勝ち取ることを、弁護士が公判の主戦略とするようなケースもある。とくに少年～年長少年の精神鑑定においては今後の療育的アプローチの有効性なども鑑定書の中に書き込むよう依頼されることもある。

-15-

裁判例：完全責任能力（2010 浅田）

- 東京高裁2001.8月 イライラ気分をスッキリさせようと駐車場の車のタイヤをパンクさせる、という犯行を繰り返す→アスペルガー症候群と認定。しかし完全責任能力として控訴棄却。
- 富山地裁2005.9月 実父の冷たい態度に絶望して自暴自棄になり、自宅に放火して父を焼死させた→アスペルガー症候群&抑うつ状態と云う鑑定を認めながらも完全責任能力として懲役9年。
- 大阪地裁2006.10月 出身小学校を訪れ、包丁で教職員3人を刺して1名が死亡、2名が重症→PDDNOSと認定し、犯行への影響を認めながらも完全責任能力。一審は懲役12年、二審は15年。
- 東京地裁2007.7月 高1男子が同級生の女子の頸部を包丁で切り裂き、頭部・顔面部を突き刺して失血死させた→PDDNOSと認定しながら完全責任能力として懲役11年。

「発達障害と司法」2010 現代人文社 -16-

裁判例：その他（2010 浅田）

- 東京地裁2008.5月 妹の首を絞めて殺害し、死体を解体（15分割）→アスペルガー障害によっては責任能力の減弱は認められなかったが、殺害後の解離性同一性障害の存在を認め、殺人については完全責任能力、死体損壊については心神喪失。懲役7年。
- 東京地裁2005.3月 航空機をハイジャックし、機長を刺殺して自ら操縦。→アスペルガー障害&適応障害という鑑定を否定し、躁うつ混合状態という鑑定を採用して心神耗弱。死刑→無期懲役。
- 大阪地裁2006.12月 マンションに侵入し、2人姉妹を強姦・強盗殺人→アスペルガー症候群を否定し、Schizoid & Antisocial PDとして完全責任能力。死刑となった

「発達障害と司法」2010 現代人文社 -17-

参考1：浅田先生のまとめ

- 広汎性発達障害、特にアスペルガー症候群が、行為者の弁識能力に影響を及ぼすこと自体は、裁判例においても徐々に認められるようになってきているが、それのみを理由に心神喪失を認めたものは見当たらない。
- 問題は、弁識能力・制御能力が限定していたが「著しくはない」として心神耗弱を否定する事例が目立つこと。
- (反社会的行動を抑制する) 学習を経験しないままに犯行に至ってしまった行為者に対して不可能を強いることは、責任主義の観点から疑問がある。
- 完全責任能力としつつそのこと(犯行動機形成への障害の影響)を量刑において刑罰軽減的に顧慮している裁判例には合理性が認められる。

「発達障害と司法」2010 現代人文社 -18-

第16回 日本司法精神医学会

富山大生駐在所襲撃事件

- 富山市の駐在所で2019年1月、警察官を襲い拳銃を奪おうとしたとして強盗殺人未遂などの罪に問われた元富山大生、前田将輝被告(23)の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部(高山光明裁判長)は7日、懲役14年とした1審・富山地裁判決を破棄し、懲役12年に減刑した。1審判決後に被害者と和解が成立し、700万円の賠償金の支払いを進めていることを考慮した。
- 前田被告は物事への固執などの「自閉症スペクトラム障害」を抱えるが、1審判決は犯行への影響を「限定的」とした。弁護側はこの評価に誤りがあると控訴審で主張したが、高山裁判長は「犯行時は自らの判断や行動に重大な影響を与えるほどの症状はなく、評価は不合理なものではない」として退けた。

-19-

2012年 大阪地裁判決

- 小5から不登校。30年間のひきこもり。自殺念慮。姉に逆恨み。
- 求刑懲役16年。判決は懲役20年。
- アスペルガー症候群と認定。「動機の形成に関してアスペルガー障害が影響していること」は認めるが、「犯行に関するアスペルガー障害の影響を量刑上大きく考慮することは相当ではない」と述べる。
- 被告人の反省は不十分であり、また母親らが被告との同居を断り、被告の障害に対応できる受け皿が社会にないとして、「再犯の恐れがあり、許される限り長期間内省を深めさせることが社会秩序のためになる」と述べ、殺人罪の有期刑の上限が相当とした。
- さすがに翌年高裁は原判決を破棄して懲役14年に。

-20-

厳罰化を望む世論？

- 近年裁判所は、重大事件において心神喪失・心神耗弱の認定の幅を狭め、完全責任能力を有していたと裁定する傾向にある(精神神経誌 2020中谷・2020柏木)。その影響は自閉性スペクトラム圏の犯罪にも当然及んでいるだろう。
- この傾向には、不可知論→可知論への軸足のシフト(いまだ折衷的ではあるとしても)や、「7つの着眼点」の普及、被害者参加制度・裁判員裁判などの制度変更が影響しているものと考えられる。

-21-

自閉スペクトラム症と訴訟能力

- 自閉スペクトラム症の刑事被告人(被疑者)の場合、訴訟能力(司法手続き上の自己防御能力)に問題があることも多い
 - 捜査段階での自己防御の問題: 供述の任意性
 - 弁護士との協働の問題: 接見時のコミュニケーション
 - 公判における自己防御の問題: 被告人尋問におけるコミュニケーション。
- ～「反省」の問題も大きい。量刑に影響。とりわけ裁判員裁判、被害者・遺族の参加制度による変化。

-22-

自閉スペクトラム症の司法的処遇

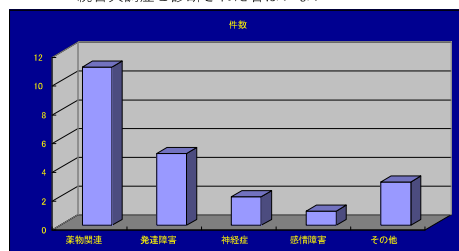
- 自閉スペクトラム症の司法的処遇に関しては、先に述べた刑事責任能力との関連で考えれば、刑事責任能力には問題なしとされて、通常の司法的処遇を受けるのが一般的だと思われる。
- 演者が少年院に非常勤で勤務していた2000年頃には、少年院においても自閉スペクトラム症への矯正教育面での配慮は不十分であった(なかった)。
- しかしその後、自閉スペクトラム症が周知されるようになり、矯正教育面でのいくつかの取り組みも報告されるようになっていく。

-23-

A少年院での精神科相談

・相談例数(実数) 22名(2000年12月～2002年9月)

*統合失調症と診断された者はいない



-24-

第16回 日本司法精神医学会

発達障害ケースに共通する問題点

- ①発達障害に対する理解が不十分で、画一的な矯正教育が行われている。
- ②このため、それぞれの事件に対しては「被害者の気持ちを思いやり、自らを内省する」ことを求める教育が主となっている。
- ③院内の生活に関しても、彼ら特有の、対人コミュニケーションの苦手なところや認知の歪みを理解した個別のアプローチが必要であるにもかかわらず、それが行われていない。

-25-

例えば帯広少年院におけるコーディネーショントレーニング (COT) (刑政125巻12号)

- 平成24年度から、H級(特殊教育課程)開設に伴い導入。
- H級の少年は、身体的な不器用さを抱えていることが多い。
- そのことによって自尊感情が低下していることも少なくない。
- 体力ではなく、協応能力や巧緻性、調整力を高めるトレーニングを取り入れた。
- 平衡系種目; 「寝返り立ち」「くの字運動」
- 操作系種目; 「ショートバウンドキャッチ」「三点キャッチ」

※H1 知的障害者であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のない者、および知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者。
※H2 情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者。

-26-

「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」

- 平成28年6月、法務省矯正局によって発出される。
- 以下の5章から構成される。全72ページ。

- I 総論
- II 発達上の課題の理解
- III 少年院における発達上の課題を有する在院者に対する処遇
- IV 保護者に対する働き掛け
- V 移行支援

-27-

例えば盛岡少年刑務所の「修養工場」の取り組み (2015八木 児青誌 Vol.56 No.1)

- 平成23年6月、倉庫を改装し少人数制の支援的工場を試験的に運営開始
- 少人数制
- 担当職員(通称「おやじ」)が発達障害とその近接領域についての知識と理解を持ち、一貫して関わる
- 午前のみ共同作業、午後は個別プログラム
- 看護師による定期面接-治療的関わり
- 教官によるベーシックスキルの教育プログラムを組み込む
- 一般工場配属後のフォローアップ面接継続

-28-

例えば関東医療少年院 (2018 遠藤)

- 入院者は精神疾患を持つものが7割以上を占め、そのうち発達障害圏が3割以上と最も多い。
- 少年院は処遇環境の物的な面と時間管理などが形式的に整っているという意味では強固に構造化された場所であり、ASDの少年にとつてわかりやすく生活しやすい場所となり可能性もある。
- しかし、少年院の強固な枠組みのもとでの生活自体が不適応の原因になるという悪循環が生じた、ASDの精神症状の環境依存性を目の当たりにさせられるケースも少なくない。
- 多くの発達障害者にとってすごしやすい生活の構造というもの存在するが、そこになじめない者に対してはオーダーメイドの構造を導入するTEACCH的な構造化も必要となる。

-29-

ご清聴ありがとうございました

-30-